

～地方への本社機能の移転・拡充を
検討されている事業者の皆様へ～

地方拠点強化税制

- ◆ 事務所・研究所・研修所の新設又は増設が対象です。
- ◆ 税制措置以外にも金融面の優遇措置等があります。

内閣府地方創生推進事務局

本社機能の移転・拡充で 様々な優遇措置を受けることができます

本社機能(特定業務施設)とは

事務所



調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、総務・人事部門、情報サービス事業部門、商業事業部門の一部(オンライン営業)、サービス事業部門の一部(調査、企画、人事業務等の受託事業)の業務のために使用される事務所

研究所



研究開発において重要な役割を担うもの(事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む)

研修所



人材育成において重要な役割を担うもの

- 業種に制約はありませんが、工場や店舗は対象外です。
- 登記簿上の「本店」である必要はありません。

本社機能
(特定業務施設)

事務所



研究所



研修所



子育て施設
(特定児童福祉施設)

保育所、学童等



社宅・社員寮
(特定業務福利厚生施設)

社宅等



- 特定業務施設（事務所、研究所、研修所）と併せて整備される子育て施設（次ページ①、③～⑥）及び社宅（次ページ④⑤）も対象。

(留意事項)

- ✓ 施設の場所や名称で判断するのではなく、行われている業務が本社機能の業務に該当するかどうかで判断されます。
- ✓ 同一建物において対象施設と対象施設以外の施設が混在する場合は、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設、対象施設以外の施設となる部分を明確に区分することが必要です。
- ✓ 同一人物又は同一部署が分類上、複数の部門に関する業務を行っている場合は、主たる業務が特定業務施設で行われる業務部門に属するかどうかで判断されます。
- ✓ 一般に「サテライトオフィス」と呼称される業務施設の場合であっても、実際に本社機能を有している他、認定の要件に合致する業務施設に限り、特定業務施設として取り扱うことが可能です。
- ✓ 都道府県から、一定の条件を満たす整備計画の認定を受けた企業が対象です。

認定事業者（※）が受けられる優遇措置

（※）都道府県から、一定の条件を満たす地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた企業が対象となります。

① 建物等の取得価額に対する税制優遇措置（オフィス減税）

認定事業者は、特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物等の資産に係る法人税等の特別償却又は税額控除のいずれかの適用を受けることができます。

育児支援施設

② 本社機能に従事する従業員の増加に対する税制優遇措置（雇用促進税制）

認定事業者は、特定業務施設において雇用者を増加させた場合、雇用者増加数に応じて法人税の税額控除の適用を受けることができます。

③ 地方税の優遇措置

認定事業者は、事業税（移転型事業のみ）、不動産取得税、固定資産税について、地方税の課税免除又は軽減措置を受けることができます。

※ 詳細は、移転・立地先として検討している都道府県又は市町村にお問い合わせください。

育児支援施設

④ 中小企業基盤整備機構による債務保証

認定事業者は、事業の実施に必要な資金を調達する際に発行する社債及び金融機関からの借入れに対して、中小企業基盤整備機構による債務保証を受けることができます。

育児支援施設

社宅

⑤ 政府系金融機関（日本政策金融公庫）による融資制度

認定事業者（中小企業者のみ）は、事業の実施に必要な設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫から長期かつ固定金利で融資を受けることができます。

育児支援施設

社宅

⑥ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用した地方公共団体の補助制度

整備計画の認定事業者が、地方公共団体と連携し、地域への高い波及効果又は地域課題解決に資する効果が生まれる事業を実施する場合において、地方公共団体が、当該事業に関連して、物件の改修、中古物件の取得、物件の賃借に係る補助を認定事業者に行う場合、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用が可能。

認定事業者に対する補助上限額は、以下のとおり。

①物件の改修、中古物件の取得に対する、国負担の補助上限額：

ア) 移転型：認定事業者の整備費用の7%（かつ地方公共団体負担額の範囲内）

イ) 拡充型：認定事業者の整備費用の4%（かつ地方公共団体負担額の範囲内）

（注）例：移転型の認定事業者の物件の改修費用が2,000万円で、地方公共団体の補助全てが交付対象経費のケース。

・地方公共団体が400万円補助する場合、国の交付額は140万円。

・地方公共団体が200万円補助する場合、国の交付額は100万円。

②物件の賃借に係る地方公共団体の認定事業者に対する補助率は50%を上限とし、特定業務施設の賃借後3年間の経費を上限

※本交付金を活用するためには、適用要件がございます。

育児支援施設

整備計画の申請・要件について

- 本社機能(事務所・研究所・研修所)の移転・拡充に伴う優遇措置を受けるためには、事前に移転・立地先として予定している都道府県知事から、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)」の認定を受けることが必要です。
- 優遇措置の対象となる地域は、都道府県において設定されているため、申請方法等とあわせて、各都道府県にお問い合わせください。(P 10参照)

申請・認定フロー



① 事業者から整備計画の申請

- 事業者は、整備計画を作成し、当該計画を開始する前（着工前）に移転・立地先として予定している都道府県（国から「地域再生計画」の認定を受けている場合に限る）知事に申請します。

(注)計画開始前（着工前）に認定を受ける必要がありますので、余裕を持って申請してください。

【添付書類】

- ①定款及び登記事項証明書、②貸借対照表、損益計算書及び財産目録、③常時雇用する従業員数を証する書類、④その他参考となる事項を記載した書類

② 都道府県知事による認定

- 都道府県による審査があり、一定の要件を満たすことで、認定されます。

【認定を受けるための要件】

- ①都道府県の「地域再生計画」（国から認定を受けているものに限る）に適合すること
本社機能(事務所・研究所・研修所)の整備(新設、増設、購入、賃借、用途変更)であること、等。
- ②特定業務施設において、本社機能に従事する従業員数が5人(中小企業者*1人)以上増加すること
移転型事業については、(ア)過半数が東京23区からの転勤者であること、又は、(イ)事業供用開始日から同日以後1年を経過する日までに増加させる従業員の過半数、かつ、計画期間を通じて増加させる従業員の4分の1以上が東京23区からの転勤者であること。
東京23区の従業員が減少する場合、一定の数を上限として、特定業務施設における新規採用者を、東京23区からの転勤者とみなすことができます。
*「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法に定義する中小企業者をいいます。
- ③円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

※詳細な要件、手続き等については、各都道府県にお問合せください。

※税制等の優遇措置を受ける場合は、計画認定とは別に、一定の要件を満たす必要があります。

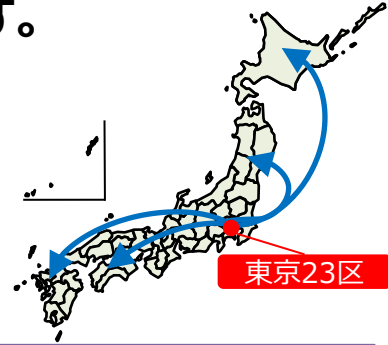
③ 事業者から整備計画の実施状況の報告

- 事業者は整備計画に記載されている整備期間中、事業年度ごとに都道府県知事に対して、一定の様式に基づき整備計画の実施状況について報告する必要があります。

地方に本社機能に移転したい【移転型事業】

- 東京23区から地方に本社機能の全部又は一部を移転する場合に、税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

- 【例】
- ✓ 東京23区に本社を置く企業が地方に本社を移転。
 - ✓ 地方に研究所を建設し、東京23区の本社から研究開発機能に移転。
 - ✓ 東京23区に本社を置く企業が、地方に本社機能の一部を移転。



オフィス減税

建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7%

適用要件	【対 象】 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務児童福祉施設に該当する建物・建物附属設備・構築物 【取得価額】 3,500万円以上（中小企業者*1 1,000万円以上）
適用期間	令和8年3月31日までに、都道府県知事の認定を受けること ※認定日の翌日以後3年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要があります。
限度額	当期法人税額等の20%（税額控除を活用する場合。雇用促進税制との合算）
留意事項	✓ 適用対象となる建物等は、新設・増設・新築の購入に限ります。 ✓ 同一建物内に特定業務施設以外の業務施設（工場等）を有する場合の取得価額は、原則、対象施設にかかる部分のみを延べ床面積按分（建物附属設備や構築物で対象施設とそれ以外の部分で共用するものがある場合は、面積に応じ按分）により算出することになります。 ✓ 本税制の対象となる金額は80億円が上限となります。

雇用促進税制

特定業務施設における雇用者増加数に応じ、次の金額の合計を税額控除

I	新規雇用者数*2（期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用） ⇒ 1人あたり90万円 （50万円＋上乗せ分40万円*3）
II	転勤者数*2（期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用） （特定業務施設における雇用者増加数*2から新規雇用者数*2を控除した人数） ⇒ 1人あたり80万円 （40万円＋上乗せ分40万円*3）
適用要件	適用年度及びその前の事業年度、前々事業年度に事業主都合による離職者がいないこと
適用期間	令和8年3月31日までに、都道府県知事の認定を受けること
限度額	当期法人税額等の20%（オフィス減税との合算）

*1 「中小企業者」とは、租税特別措置法に定義される中小企業者を言います。

*2 特定業務施設における雇用者増加数又は法人全体の雇用者増加数のうち小さい方の数が上限。

ただし上乗せ分については、法人全体の雇用者増加数を上限とせず、特定業務施設における雇用者増加数が上限。

*3 特定業務施設の所在地が準地方活力向上地域（近畿圏及び中部圏の中心部）内である場合は、上乗せ分は30万円。

（注）原則、同一事業年度において、オフィス減税と雇用促進税制の併用はできません（上乗せのみ、併用可能です）。

雇用促進税制の上乗せ分（40万円*）について

➤ 上乗せ分40万円*は、最大3年間継続

ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した年以降は、適用されない

➤ 上乗せ分40万円*は、法人全体の雇用者増加数を上限とせず、特定業務施設の雇用者増加数に応じ税額控除

➤ 上乗せ分40万円*とオフィス減税は、同一事業年度の併用可

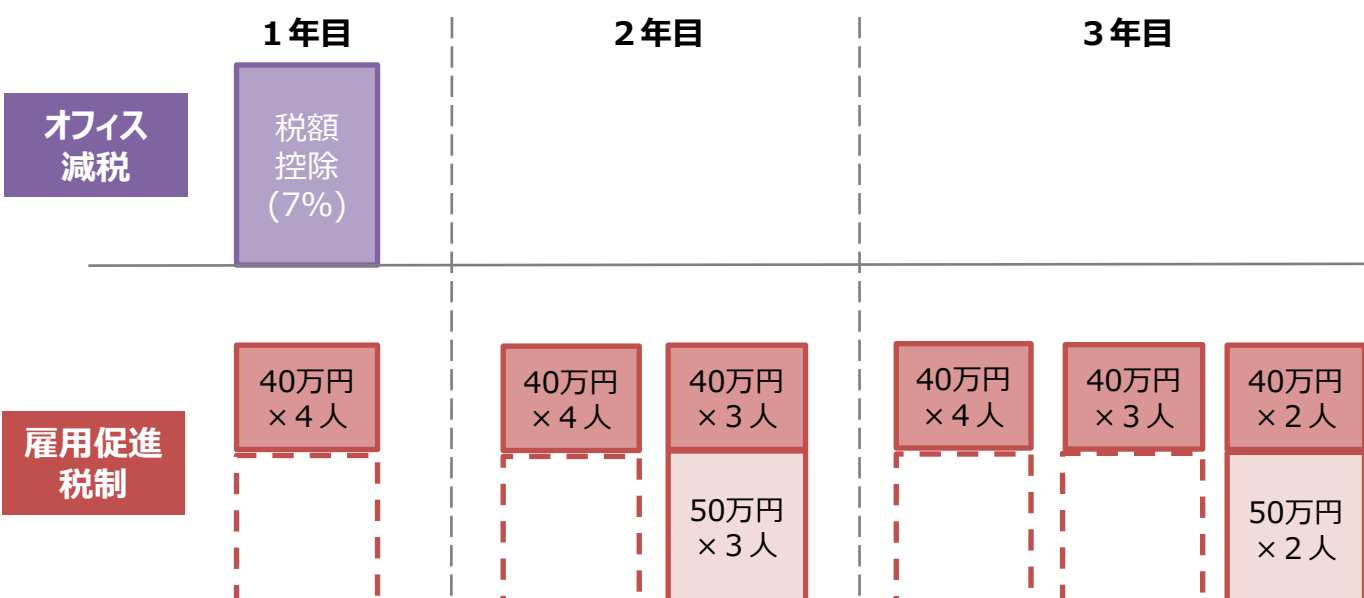
* 特定業務施設の所在地が準地方活力向上地域（近畿圏及び中部圏の中心部）内である場合は、30万円。

初年度に新規採用し、雇用者数を維持した場合の適用イメージ

	1年目	2年目	3年目
上乗せ分	40万円	40万円	40万円
本体	50万円		
	初年度 1人最大 90万円 3年間 1人最大170万円		

オフィス減税と雇用促進税制を併用する場合の活用イメージ

- 令和6年4月1日以後*1に移転型の認定を受けた事業者が、1年目に建物等を整備し、4人の無期雇用かつフルタイム雇用を採用し、オフィス減税（税額控除）と雇用促進税制を活用。
- 2年目に3人、3年目に2人の無期雇用かつフルタイム雇用を採用し、雇用促進税制を活用。
 - ① 特定業務施設を新設により整備する場合は、施設の事業供用開始日から同日の翌日以後2年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度*2が適用対象。
 - ② 特定業務施設を新設以外の方法により整備する場合は、整備計画の認定日から同日の翌日以後2年を経過する日を含む各事業年度*2が適用対象。

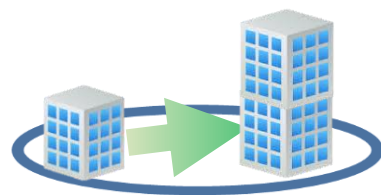


*1 令和6年3月31日までに認定を受けた事業者の適用対象期間は、②の場合と同様。

*2 個人事業者の場合は各暦年が適用対象。

地方の本社機能を拡充したい【拡充型事業】

- 【例】✓ 地方に本社を置く企業がその本社を増築。
 ✓ 東京23区以外の地方に本社を置く企業が、別の地方に本社の一部を移転。
 ✓ 地方において、新しく起業するために本社を整備。



オフィス減税

建物等の取得価額に対し、**特別償却15%又は税額控除4%**

適用要件	【対 象】 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務児童福祉施設に該当する建物・建物附属設備・構築物 【取得価額】 3,500万円以上（中小企業者*11,000万円以上）
適用期間	令和8年3月31日までに、都道府県知事の認定を受けること ※認定日の翌日以後3年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要があります。
限度額	当期法人税額等の20%
留意事項	✓ 適用対象となる建物等は、新設・増設・新築の購入に限ります。 ✓ 同一建物内に特定業務施設以外の業務施設（工場等）を有する場合の取得価額は、原則、対象施設にかかる部分のみを延べ床面積按分（建物附属設備や構築物で対象施設とそれ以外の部分で共用するものがある場合は、面積に応じ按分）により算出することになります。 ✓ 本税制の対象となる金額は80億円が上限となります。

雇用促進税制

特定業務施設における**雇用者増加数に応じ、次の金額の合計を税額控除**

I	新規雇用者数*2（期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用） ⇒ 1人あたり30万円
II	転勤者数*2（期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用） （特定業務施設における雇用者増加数*2から新規雇用者数*2を控除した人数） ⇒ 1人あたり20万円
適用要件	適用年度及びその前事業年度、前々事業年度に事業主都合による離職者がいないこと
適用期間	令和8年3月31日までに、都道府県知事の認定を受けること
限度額	当期法人税額等の20%

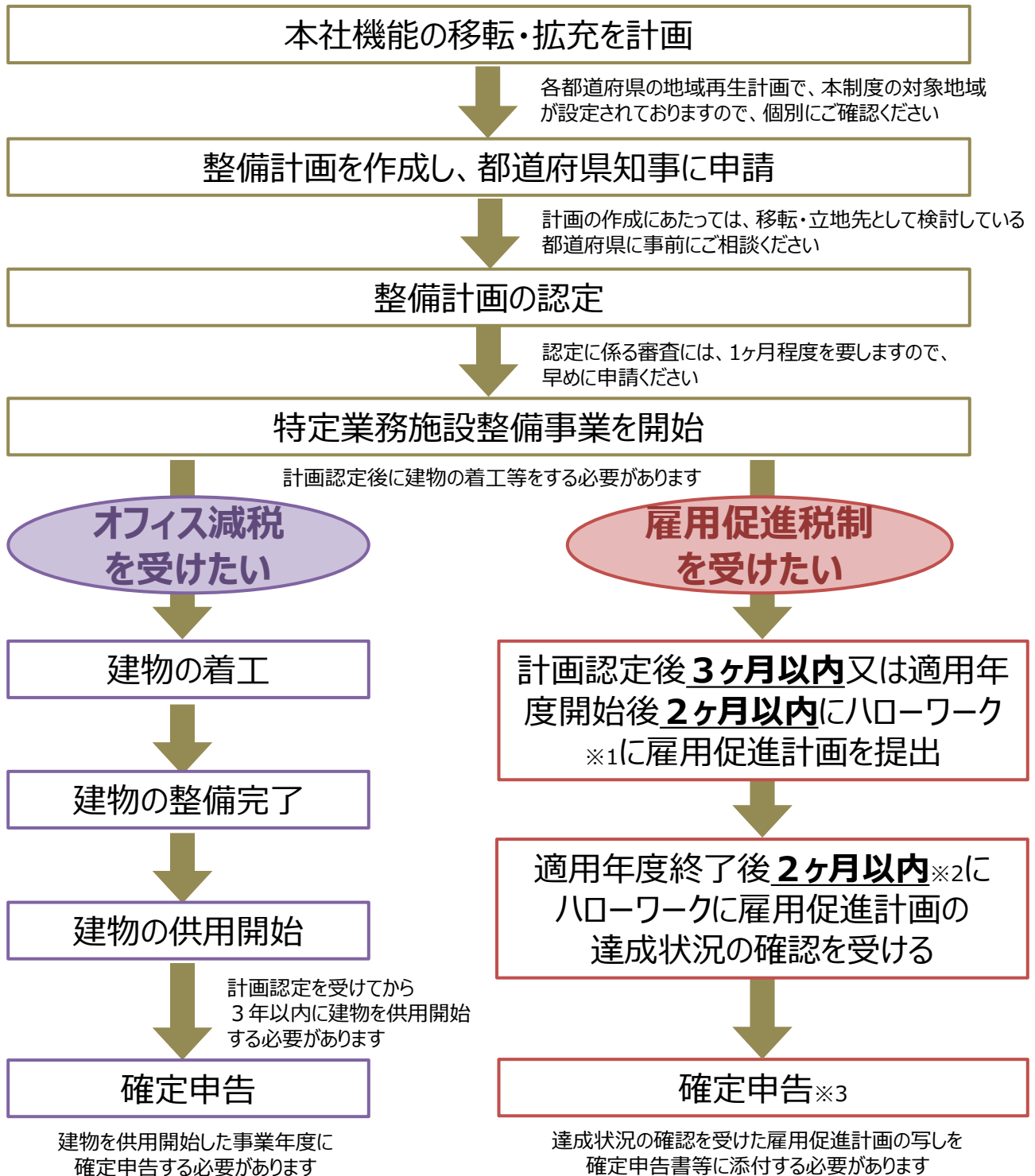
*1 「中小企業者」とは、租税特別措置法に定義される中小企業者を言います。

*2 特定業務施設における雇用者増加数又は法人全体の雇用者増加数のうち小さい方の数が上限。

（注）同一事業年度において、オフィス減税と雇用促進税制の併用はできません。

地方拠点強化税制の活用手続き

* 青色申告をする個人又は法人



※ 1 本店・本社を管轄するハローワークが該当します。

※ 2 個人事業主の場合は、適用年終了後の3月15日までに確認を受ける必要があります。

※ 3 雇用促進税制は最大3事業年度適用可能ですが、適用年度毎に確定申告する必要があります。

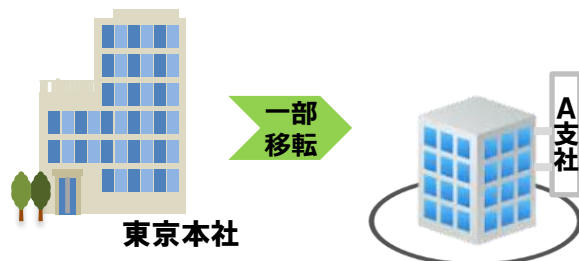
※税制上の優遇措置には、それぞれ適用要件がありますのでご注意ください。

※原則、同一事業年度において、オフィス減税と雇用促進税制の併用はできません。ただし、オフィス減税と雇用促進税制の上乗せ分の併用は可能です。

※上記は一般的な例であるため、**確定申告の方法や流れ（特に、どの事業年度に確定申告すべきか）等については、管轄の税務署へ必ず事前に確認してください。**

移転型事業の具体例

- 東京23区に本社のある企業が、A県に新社屋を建設し、本社機能の一部を移転。
- 新社屋の建設に当たって、建物等に4億円の設備投資。
- 新社屋の従業員として、東京本社から20名が転勤、A県で5名の無期雇用かつフルタイムの者を新規採用。（なお、初年度は転勤者20名、新規採用1名とし、2年目に残り4名を新規採用と仮定）



<減税額：5,840万円>

✓ オフィス減税 2,800万円（4億円×7%） ※税額控除を適用した場合

✓ 雇用促進税制 3,040万円（※①＋②＋③）

（※）① 40万円×21人×3年＝2,520万円

② 50万円×4人＝200万円

③ 40万円×4人×2年＝320万円

拡充型事業の具体例

- B県に工場を有する企業が、工場敷地内に研究所を建設。
- 研究所の建設に当たって、建物等に4億円の設備投資。
- 研究所の従業員として、30名の無期雇用かつフルタイムの者を新規採用。（なお、2年目に新規採用すると仮定）



<減税額：2,500万円>

✓ オフィス減税 1,600万円（4億円×4%） ※税額控除を適用した場合

✓ 雇用促進税制 900万円（30万円×30人）

（注）税制上の特例を受けるためには、整備計画の認定とは別に、一定の要件を満たす必要があります。

地方税の優遇措置

認定事業者は、事業税(移転型事業のみ)、不動産取得税、固定資産税について、地方税の課税免除又は減税措置を受けることができます。

【留意事項】

地方自治体によって、適用の有無や優遇内容（対象、税率等）が異なる場合があります。詳細は、各都道府県又は各市町村にお問い合わせください（10ページ参照）。

日本政策金融公庫による融資制度

認定事業者(中小企業者*のみ)は、事業の実施に必要な設備資金や運転資金について、政府系金融機関(日本政策金融公庫)から長期かつ固定金利で融資を受けることができます。

* 「中小企業者」とは、株式会社日本政策金融公庫法に定義される中小企業者をいいます。

項 目		内 容
対象事業者		整備計画の認定を受けた事業者
貸付限度額		7億2,000万円
貸付利率	設備資金	・特別利率（2億7,000万円まで） ・基準利率（2億7,000万円を超える部分）
	運転資金	基準金利
貸付期間	設備資金	20年以内（うち据置期間2年以内）
	運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）

【留意事項】

日本政策金融公庫の審査に基づき決定されるため、詳細は日本政策金融公庫にお問い合わせください（11ページ参照）。

中小企業基盤整備機構による債務保証

認定事業者は、事業の実施に必要な資金を調達する際に発行する社債及び金融機関からの借入れに対し、中小企業基盤整備機構による債務保証を受けることができます。

【留意事項】

中小企業基盤整備機構の審査に基づき決定されるため、詳細は中小企業基盤整備機構にお問い合わせください（11ページ参照）。

地方拠点強化税制 道府県の窓口一覧

都道府県名	担当部署	TEL
北海道	経済部産業振興課	011-204-5328
青森県	経済産業部経済産業政策課	017-734-9366
岩手県	商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室	019-629-5562
宮城県	経済商工観光部産業立地推進課	022-211-2733
秋田県	産業労働部産業集積課	018-860-2250
山形県	産業労働部産業創造振興課	023-630-3127
福島県	商工労働部企業立地課	024-521-7882
茨城県	政策企画部計画推進課	029-301-2072
栃木県	産業労働観光部産業政策課	028-623-3202
群馬県	産業経済部未来投資・デジタル産業課	027-226-3317
埼玉県	産業労働部企業立地課	048-830-3800
千葉県	商工労働部企業立地課	043-223-2444
新潟県	産業労働部産業立地課	025-280-5247
富山県	商工労働部成長産業推進室立地通商課	076-444-3244
石川県	商工労働部産業立地課	076-225-1517
福井県	産業労働部成長産業立地課	0776-20-0375
山梨県	産業政策部成長産業推進課	055-223-1472
長野県	産業労働部産業立地・IT振興課	026-235-7193
岐阜県	商工労働部企業誘致課	058-272-8372
静岡県	経済産業部企業立地推進課	054-221-2439
愛知県	経済産業局産業部産業立地通商課	052-954-6342
三重県	雇用経済部企業誘致推進課	059-224-2819
滋賀県	商工観光労働部産業立地課	077-528-3792
京都府	商工労働観光部産業立地課	075-414-4881
大阪府	商工労働部成長産業振興室 国際ビジネス・スタートアップ支援課	06-6210-9482
兵庫県	産業労働部地域産業立地課	078-341-7711
奈良県	産業部産業創造課	0742-27-8813
和歌山県	商工労働部企業政策局企業立地課	073-441-2753
鳥取県	商工労働部立地戦略課	0857-26-7220
島根県	商工労働部企業立地課	0852-22-5295
岡山県	産業労働部企業誘致・投資促進課	086-226-7374
広島県	商工労働局県内投資促進課	082-223-5151
山口県	産業労働部企業立地推進課	083-933-3145
徳島県	企画総務部地域連携課	088-621-2410
香川県	商工労働部企業立地推進課	087-832-3355
愛媛県	企画振興部地域政策課	089-912-2261
高知県	商工労働部企業誘致課	088-823-9693
福岡県	商工部企業立地課	092-643-3839
佐賀県	産業労働部企業立地課	0952-25-7097
長崎県	産業労働部企業振興課	095-895-2657
熊本県	商工労働部産業振興局企業立地課	096-333-2328
大分県	商工観光労働部企業立地推進課	097-506-3246
宮崎県	商工観光労働部企業立地推進局企業立地課	0985-26-7573
鹿児島県	商工労働水産部産業立地課	099-286-2967
沖縄県	商工労働部企業立地推進課	098-866-2770

※令和7年4月1日時点において、地域再生計画が認定されている道府県の担当課のみ掲載しています。

関係機関

- ✓ 雇用促進計画の作成・確認などについて
主たる事務所を管轄する労働局又はハローワーク
- ✓ 本税制の適用について
国税局電話相談センター
電話：0570-00-5901（国税相談専用ダイヤル）
URL：<https://www.nta.go.jp>

関係省庁等

- ✓ 地域再生法に関するお問い合わせ先
内閣府 地方創生推進事務局
TEL 03-5510-2474
- ✓ 地方拠点強化税制全般及びオフィス減税に関するお問い合わせ先
内閣府 地方創生推進事務局
TEL 03-3501-1697
（経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課内）
- ✓ 雇用促進税制に関するお問い合わせ先
内閣府 地方創生推進事務局
TEL 03-3502-6770
（厚生労働省 職業安定局 雇用政策課内）
- ✓ 債務保証制度に関するお問い合わせ先
独立行政法人中小企業基盤整備機構
ファンド事業部 事業基盤支援課
TEL 03-5470-1575
- ✓ 融資制度に関するお問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル
TEL 0120-154-505
- 地方拠点強化税制HP
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>